

特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい
役員の報酬及び費用弁償に関する規則

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい（以下、「団体」という。）定款第19条に基づき、団体の役員が団体の役務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規則の適用の対象となる団体の役員は、定款第13条による。

(役務)

第3条 この規則の適用の対象となる団体の役務とは、定款に定める役員の業務、又は理事会が特に必要と認める業務に参加することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として報酬及び費用弁償の対象としない。

- (1) 団体の正会員として総会に参加する場合。
- (2) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨、告知された事業に参加する場合。

(報酬)

第4条 団体は、役員の報酬を支給できる。なお、理事長及び副理事長の役職に関する役務への報酬も、同様とする。ただし、弁償を受けることができる費用は、次条に定める。

2 前項の報酬等の総額（最高限度額）は、理事長に対して年300万円以内、副理事長に対しては当面支給しないものとする。

3 報酬等の支給基準は、前項に定める理事長の報酬等の総額の範囲内において、その職務、勤務形態等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(範囲)

第5条 この規則によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、団体の役務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）の実費に限る。

(交通費)

第6条 交通費は、当団体の役務に参加するために順路によって要する船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の往復料金とする。

2 前項の鉄道運賃は、普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を加えた額とする。

3 やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。

(費用の請求)

第7条 費用の弁償を受けようとする者は、別に定める用紙を事務局に提出しなければならない。

(前渡し)

第8条 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

2 前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、団体の役務終了後直ちに、別に定める用紙を事務局に提出し精算をしなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第10条 この規則を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、平成25年6月22日から施行する。

附則

この規則は、平成27年6月20日から施行する。

附則

この規則は、平成28年6月18日から施行する。